

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	木造住宅等耐震化促進モデル地区調査業務委託について
----	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部地域整備課）

事業の概要

事業名	木造住宅等耐震化促進モデル地区調査業務委託
担当課	地域整備課
目的	木造住宅等耐震化促進モデル地区で耐震改修を促進するための業務
対象者	木造住宅等耐震化促進モデル地区の土地及び建物所有者
事業内容	<p>耐震改修を促進するため、優先的に耐震化に取り組むモデル地区※を設定し、説明会や戸別訪問などの地域に切り込んだ啓発活動を行い、耐震化の理解を求め、事業の実績に繋げていく取り込みを平成22年度より実施する予定である。</p> <p>そのための前段階として、当該モデル地区の実態を把握するため、昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者の特定とマップ・台帳の作成を外部委託により行う。</p> <p>※地域危険度（総合・建物倒壊）が高い地域（5町丁目程度）</p>

別紙(業務委託等)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う
委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 木造住宅等耐震化促進モデル地区調査業務委託の委託について

保有課(担当課)	都市計画部地域整備課
登録業務の名称	建築物等耐震化支援事業
委託先	入札で決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目》 モデル地区内木造建築物の土地及び建物登記事項証明書の記載内容 ・土地及び建物の権利者の氏名、住所 ・土地の地番、地目、地積等 ・建物の種類、構造等
処理させる情報項目の記録媒体	紙、電磁的媒体
委託理由	木造住宅等耐震化促進モデル地区実施に向けた検討資料等として活用するため。
委託の内容	当該モデル地区※の実態を把握するため、昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者の特定とマップ・台帳の作成を行う。 ※地域危険度(総合・建物倒壊)が高い地域(5町丁目程度)
委託の開始時期及び期限	平成21年11月中旬 から 平成22年3月末日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。